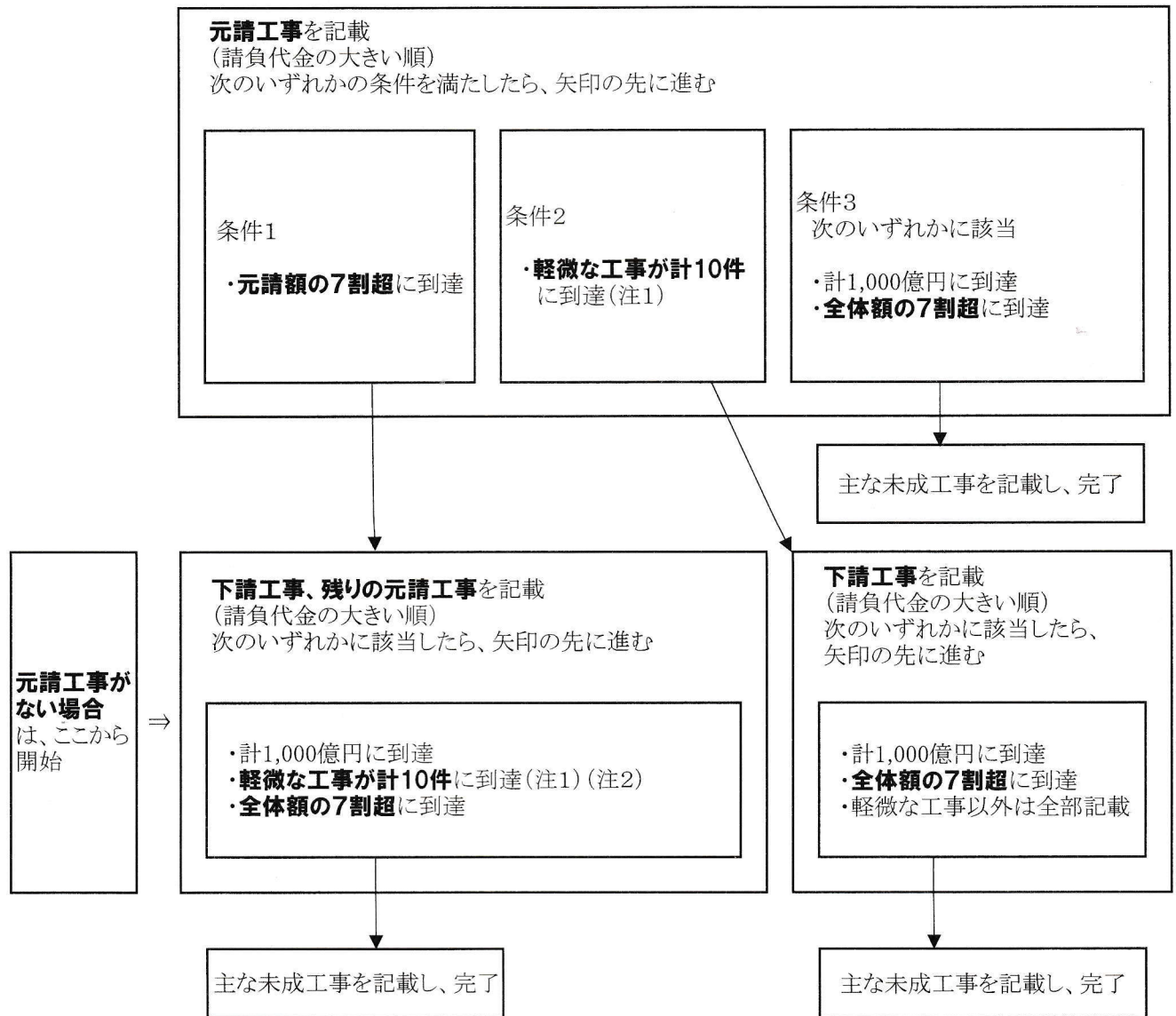


経営事項審査を受ける場合の工事経歴書の記載フロー 【税抜額で記載】



(注1) 500万円未満の工事(建築一式は1500万円未満)
(注2) 元請の軽微な工事と、下請の軽微な工事を合計した数

◆条件1の例(単位:千円)

(元請額 40,000 (7割:28,000), 全体額 80,000 (7割:56,000))

元請額の7割超に到達	元請1	9,000	元請工事を記載 (請負代金の大きい順)
	元請2	8,500	
	元請3	8,000	
	元請4	7,500	
全体額の7割超に到達	下請1	8,000	下請工事、残りの元請工事を記載 (請負代金の大きい順)
	下請2	7,500	
	元請5	7,000	
	下請3	6,500	
完了			

◆条件2の例(単位:千円)

(元請額 70,000 (7割:49,000), 全体額 150,000 (7割:105,000))

軽微な工事が計10件に到達	元請1	5,500
	元請2	4,500 (軽微1)
	元請3	4,400 (軽微2)
	元請4	4,300 (軽微3)
	元請5	4,200 (軽微4)
	元請6	4,100 (軽微5)
	元請7	4,000 (軽微6)
	元請8	3,900 (軽微7)
	元請9	3,800 (軽微8)
	元請10	3,700 (軽微9)
	元請11	3,600 (軽微10)
全体額の7割超に到達	下請1	30,000
	下請2	25,000
	下請3	20,000
完了		

様式第二号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

(用紙A4)

工事経歴書

該当がある場合○を付す

記載要領3(1)の場合は
税抜に○を付けて消費税抜きの額を記載

(建設工事の種類) 土木一式 工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都府県及び市区町村名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所にレ印を記載) 主任技術者 監理技術者	請負代金の額		工期	
							うち	千円	着工年月	完成又は完成予定年月
(完成工事)							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
国土交通省 〇〇地方整備局	元請		〇〇高架橋上部 その1工事	〇〇県 〇〇〇市	福岡志郎	レ	68,000	千円	令和3年2月	令和3年9月
〇〇県	元請	JV	〇〇橋梁 整備工事	〇〇県 〇〇〇町	福岡太郎	レ	30,000	千円	令和3年6月	令和3年10月
〇〇県	元請		〇〇ダム 築造工事	〇〇県 〇〇〇市	福岡三郎	レ	(10,000) 40,000	千円	令和3年10月	令和4年9月
〇〇建設	下請		〇〇マンション 建設用地造成工事	〇〇県 〇〇〇町	福岡志郎	レ	120,000	千円	令和3年10月	令和4年3月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
~~~~~										
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
(主な未成工事)							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
〇〇県	元請		国道〇〇号道路改良工事	〇〇県 〇〇〇市			45,000	千円	令和3年12月	令和5年3月
国土交通省 〇〇地方整備局	元請		国道〇〇号〇〇共同溝 その3工事	〇〇県 〇〇〇町			30,000	千円	令和3年10月	令和5年9月

工事進行基準を採用している場合

未完成工事については、配置技術者氏名の記載は不要

小計	千円	千円	千円	うち 元請工事	千円	千円
合計	1,103,100	千円	520,000	うち 元請工事	1,053,600	120,000
	千円	千円	千円		千円	千円

左欄のうち(・PC・法面処理・鋼橋上部)の額を記載

様式第二号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

(用紙A4)

## 工 事 経 歴 書

実績のない工種の記載例

(建設工事の種類) 土木一式、とび・土工・コンクリート、管、舗装、水道施設、解体 工事 (税込・税抜)

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のあ る都道府県及 び市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技 術者の別 (該当箇所にレ 印を記載) 主任技術者 監理技術者		着 工 年 月	完 成 又 は 完 成 予 定 年 月
			実績なし				千円	千円	令和 年 月

実績のない工種については、1枚にまとめて記載できます。

小 計	件	千円	千円	千円	うち 元請工事 千円
合 計	件	千円	千円	千円	うち 元請工事 千円

→ 本手引きの2頁第2表の建設工事の種類欄を参照してください。

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事(以下「未成工事」という。)を記載すること。

↓ 下記3(1)の場合は、税抜に丸を付け、税金の額をすべて税抜で記載してください。

- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
  - ① 元請工事(発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。)に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合)は、完成工事高。以下同じ。)の合計額のおおむね7割を超え、10件を超えて記載するところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
  - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事(下請負人として請け負った建設工事という。以下同じ。)に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超え、10件を超えて記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

- 4 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 5 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 6 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 7 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 8 「JVの別」の欄は、共同企業体(JV)として行った工事について「JV」と記載すること。
- 9 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載すること。
- 10 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 11 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部の欄は、次の表の(一)欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事があるときに、同表の(三)欄に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の(二)欄に掲げる工事に係る請負代金の額を記載すること。

(一)		(二)		(三)	
土木一式工事		プレストレストコンクリート構造物工事		PC	
とび・土工・コンクリート工事		法面処理工事		法面処理	
鋼構造物工事		鋼橋上部工事		鋼橋上部	

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。